

## 前橋市建設工事等契約保証金取扱要領

(趣旨)

第1条 前橋市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）の契約締結に必要な契約保証金の取扱いについては、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「規則」という。）第22条に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

(契約保証の割合)

第2条 前橋市が取り扱う契約保証は、原則として金銭的保証とし、契約金額の100分の10以上の額を納めさせるものとする。

(契約保証の取扱い)

第3条 前条の金銭的保証は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 現金の納付
- (2) 金融機関の保証
- (3) 保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

2 規則第22条第3項に定めるもののうち、次に掲げるものについては、当分の間取り扱わないものとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府保証のある債券
- (3) 銀行の振出し又は支払を保証した小切手
- (4) 市長が確実と認める社債
- (5) その他市長が確実と認める有価証券

(契約保証の内容)

第4条 前条第1項第2号から第5号のいずれかの契約保証による場合の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保証期間が工事の工期又は業務の履行期間（以下これらを「契約期間」という。）を含むものであること。
- (2) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6か月以上確保されているものであること。
- (3) 履行保証保険契約を締結する場合は、定額てん補特約付きのものであること。

第5条 削除

(契約保証の免除)

第6条 契約保証金の徴取の免除は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合

とする。

- (1) 設計金額が200万円以下の工事
- (2) 設計金額が100万円以下の業務
- (3) 前橋市緊急工事事務処理要領（平成17年3月30日伺定め）に規定する緊急工事
- (4) 単価契約を締結する場合  
（契約金額の変更）

第7条 工事の請負代金額又は業務の委託金額（以下これらを「契約金額」という。）に増額変更が生じた場合、契約保証金が増額後の契約金額の100分の5以下になるときは、増額するものとする。

- 2 契約金額に減額変更が生じた場合、契約保証金の変更は行わないものとする。ただし、受注者から請求があったときは、この限りでない。  
（現金の納付等）

第8条 受注者が第3条第1項第1号の契約保証を選択した場合は、納付書を交付するものとし、その納付後に契約保証金納付報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）を契約を締結する時まで提出させ、工事目的物又は業務委託成果品の引渡し（以下「引渡し」という。）が終了した受注者に還付するものとする。なお、還付する契約保証金に利息は付けないものとする。

- 2 受注者が前項の規定により提出した報告書に記載された還付口座を変更する場合は、契約保証金還付口座変更届（様式第2号）を提出するものとする。  
（金融機関等保証書の保管等）

第9条 受注者が第3条第1項第2号の契約保証を選択した場合は、契約保証書類（以下「保証書」という。）を提出させ、引渡しが終了した受注者に返還するものとする。なお、返還する際に、受注者から保証書に係る受領書（様式第3号）を徴するものとする。

- 2 受注者が第3条第1項第3号から第5号のいずれかの契約保証を選択した場合は、保証書を提出させ、引渡しが終了しても受注者に返還しないものとする。  
（契約期間の変更）

第10条 契約期間に変更が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約期間を延長した場合は、第3条第1項第2号及び第4号の契約保証においては保証期間の延長を求め、同項第2号の契約保証については契約変更書の提出を、同項第4号の契約保証については異動承認書の提出を、それぞれ求めるものとする。
- (2) 契約期間を短縮した場合は、保証期間の変更は要しないものとする。ただし、受注者から変更の申請があった場合は、この限りでない。

(仮契約の取扱い)

第11条 規則第20条第1項の規定により、仮契約を締結する場合においても、契約保証を求めるものとする。この場合における契約保証は、本契約成立の要件とする。

(本契約否決の取扱い)

第12条 前条の規定により仮契約を締結した、前橋市議会の議決を要する工事請負契約が議会で否決された場合、仮契約を締結した受注者に対する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号の契約保証の場合は、全額還付するものとする。
- (2) 第3条第1項第2号から第5号のいずれかの契約保証の場合は、保証書を返還するものとする。

(契約保証金の取扱い事務)

第13条 契約保証金の取扱い事務は、総務部契約監理課が行うものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に改正前の前橋市契約保証金取扱要領の規定により調製した様式(様式第2号に限る。)については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に改正前の前橋市契約保証金取扱要領の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 契約保証金納付報告書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

契約保証金を納付したので、当該領収書の写しを添付の上、報告します。  
なお、完成引渡後は、当該契約保証金を下記の口座に振り込んでください。

### 記

- 1 件 名 \_\_\_\_\_
- 2 契 約 金 額 \_\_\_\_\_
- 3 納付した契約保証金の額 \_\_\_\_\_
- 4 契約保証金の還付口座

口座名	カナ _____ 漢字 _____
口座番号	銀 行 本 支 店 1 普通No. 2 当座No.

契約番号※	
-------	--

担当者確認印※	
---------	--

※印は記入不要

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (電話番号) ・担 当 者 (電話番号)
--

注 契約保証金の還付口座を変更する場合は、契約保証金還付口座変更届を提出してください。

## 契約保証金還付口座変更届

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

年 月 日付で提出した契約保証金納付報告書について、下記のとおり契約保証金の還付口座を変更するので、届け出ます。

### 記

#### 1 変更後の契約保証金の還付口座

口座名	カナ
	漢字
口座番号	銀行 本 支店 1 普通No.
	2 当座No.

#### 2 件名 \_\_\_\_\_

契約番号※	
-------	--

担当者確認印※	
---------	--

※印は記入不要

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

保証書に係る受領書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

契約の締結時に提出した保証書（保証内容変更契約書がある場合は、当該保証内容変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること、及び今後、保証書の滅失、き損等について一切の責任を負うことを約します。

記

1 件 名

2 契約金額

発行責任者及び担当者

・発行責任者

（電話番号）

・担当者

（電話番号）